

川崎市告示第611号

オゾン層破壊物質の排出防止に関する指針

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成11年川崎市条例第50号。以下「条例」という。）第127条の規定に基づき、オゾン層破壊物質の排出防止に関する指針を次のように定め、平成12年12月20日から適用する。

平成12年12月1日

川崎市長 高橋 清

事業者は、条例第126条に規定するオゾン層破壊物質の排出防止を行うに当たり、事業内容、事業所の形態等に応じ、次に掲げるところにより実施するものとする。

1 オゾン層破壊物質

この指針でいうオゾン層破壊物質とは、次に掲げる物質で冷媒として用いられる物質をいう。

- (1) トリクロロモノフルオロメタン（別名CFC-11）
- (2) ジクロロジフルオロメタン（別名CFC-12）
- (3) トリクロロトリフルオロエタン（別名CFC-113）
- (4) ジクロロテトラフルオロエタン（別名CFC-114）
- (5) モノクロロペンタフルオロエタン（別名CFC-115）
- (6) クロロジフルオロメタン（別名HCFC-22）
- (7) ジクロロ-1,1,1-トリフルオロエタン（別名HCFC-123）

2 オゾン層破壊物質使用機器

この指針でいうオゾン層破壊物質使用機器とは、次に掲げる機器をいう。

- (1) 圧縮機ユニットその他の冷凍機
- (2) 自動車用エア-コンディショナ、パッケ-ジ用エア-コンディショナその他の空気調和機器
- (3) 家庭用冷蔵庫、冷蔵用ショー-ケースその他の冷凍冷蔵機器
- (4) 自動販売機その他の冷凍機応用製品

3 オゾン層破壊物質の回収等

- (1) オゾン層破壊物質使用機器を廃棄しようとする者は、次に掲げる方法のいずれかを用いることによって、オゾン層破壊物質が大気中に排出されないよう措置を講ずること。

ア オゾン層破壊物質を自ら適正に容器等に回収し、又は分解処理若しくは再生利用する方法

イ オゾン層破壊物質使用機器からのオゾン層破壊物質の排出防止のための措置（以下「回収措置」という。）を行う旨を表示している事業者（以下「回収事業者」という。）又はオゾン層破壊物質の分解処理等を行う事業者（以下「処理事業者」という。）に回収措置又は分解処理等を委託する方法

- (2) 回収事業者は、回収措置の委託を受けたときは、次に掲げる方法のいずれかを用いることによって、オゾン層破壊物質の適正な処理を行うこと。

ア オゾン層破壊物質を自ら分解処理等をする方法

イ 処理事業者に分解処理等を委託する方法

- (3) 処理事業者は、分解処理等の委託を受けたときは、オゾン層破壊物質の適正な分解処理等を行うこと。